

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域決定【建設局総務部管理課】 97
- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】 98
- 指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 99
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 103

◇ 公 告

- 請負契約に係る共同企業体による一般競争入札の公告【契約室契約課】 104
- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 106

◇ 雑 報

- 一般競争入札の公告【北九州市道路公社】 107

北九州市告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年1月22日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	区域決定の区間	幅員 (m)	延長 (m)
2053	宮の町 12号 線	北九州市八幡東区宮の町二丁目1012番8地先から 北九州市八幡東区宮の町二丁目1012番15地先まで	3.6 } 4.1	105.0

北九州市告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年1月22日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
2053	宮の町 12号 線	北九州市八幡東区宮の町二丁目1012番8地先から 北九州市八幡東区宮の町二丁目1012番15地先まで	平成26年1月22日

北九州市告示第 22 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 36 条第 1 項、第 51 条の 19 第 1 項及び第 51 条の 20 第 1 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 1 項及び第 24 条の 28 第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、法第 51 条第 1 号、第 51 条の 30 第 1 項第 1 号及び同条第 2 項第 1 号並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 号及び第 24 条の 37 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 26 年 1 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（同行援護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
ひびき荘ヘルパー ステーション 北九州市若松区大 字安屋 3 3 1 0 番 地 3	社会福祉法人孝徳会 北九州市若松区大字安屋 3 3 1 0 番地 3 理事長 渡邊正孝	特定無し	4016500045
ヘルパーステーションだんらん 北九州市門司区大 里東四丁目 1 2 番 3 0 号	有限会社だんらん 北九州市門司区大里東四 丁目 1 2 番 3 0 号 代表取締役 角川陽子	特定無し	4017600190

(2) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
チャレンジワーク ふくろう 北九州市小倉北区	株式会社福老 北九州市小倉北区篠崎一 丁目 1 0 番 3 0 号	身体障害者（肢体不自由、	4017701121

篠崎一丁目10番 30号	代表取締役 梶原 豊	内部障害)、知的 障害者、 精神障害 者、難病 等対象者	
-----------------	------------	--	--

(3) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
チャレンジワーク ふくろう 北九州市小倉北区 篠崎一丁目10番 30号	株式会社福老 北九州市小倉北区篠崎一 丁目10番30号 代表取締役 梶原 豊	身体障害 者（肢体 不自由、 内部障害 ）、知的 障害者、 精神障害 者、難病 等対象者	4017701121

(4) 指定一般相談支援事業者（地域移行支援、地域定着支援）

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援事業所 こもれび 北九州市若松区高 須東三丁目8番1 6号	社会福祉法人高須会 北九州市若松区高須東三 丁目8番16号 理事長 大平茂生	身体障害 者、知的 障害者、 精神障害 者	4036500041

(5) 指定特定相談支援事業者

事業所又は施設の 名称及び所在地	事業所又は施設の設置者 の名称、主たる事務所の 所在地及び代表者名	事業の主 たる対象 者	事業所番号
相談支援事業所 こもれび	社会福祉法人高須会 北九州市若松区高須東三	身体障害 者、知的	4036500041

北九州市若松区高須東三丁目8番16号	丁目8番16号 理事長 大平茂生	障害者、精神障害者、障害児	
八幡・遠賀相談支援センター かしのは 北九州市八幡西区高江四丁目8番11号	合同会社Oak社会福祉士事務所 北九州市八幡西区高江四丁目8番11号 代表社員 奥野正信	特定無し	4036700054
相談支援事業所 リバーサイド 北九州市小倉北区下到津五丁目9番26号 原ビル101	社会福祉法人あかつき会 北九州市戸畑区小芝三丁目12番14号 理事長 白石春重	身体障害者、知的障害者、精神障害者	4037800044
ひより相談支援事業所 北九州市八幡西区石坂二丁目5番21号	社会福祉法人北九州市福祉事業団 北九州市八幡東区中央二丁目1番1号 理事長 小村洋一	身体障害者、知的障害者、障害児	4036700062

(6) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
子どもサポートセンター ハッピー 北九州市小倉北区下富野四丁目18番43号	株式会社ヒロ・コーポレーション 北九州市小倉北区下富野四丁目18番43号 代表取締役 原田博史	重症心身障害児以外	4057801534

(7) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号

相談支援事業所 こもれび 北九州市若松区高 須東三丁目8番1 6号	社会福祉法人高須会 北九州市若松区高須東三 丁目8番16号 理事長 大平茂生	特定無し	4076501487
八幡・遠賀相談支 援センター かし のは 北九州市八幡西区 高江四丁目8番1 1号	合同会社Oak社会福祉 士事務所 北九州市八幡西区高江四 丁目8番11号 代表社員 奥野正信	特定無し	4076714817
ひより相談支援事 業所 北九州市八幡西区 石坂二丁目5番2 1号	社会福祉法人北九州市福 祉事業団 北九州市八幡東区中央二 丁目1番1号 理事長 小村洋一	特定無し	4076714825

2 指定年月日

平成26年1月1日

北九州市告示第 23 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 46 条第 2 項の規定による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、法第 51 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 26 年 1 月 22 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
アルファケアサービス 北九州市小倉北区 宇佐町一丁目 1 番 1-1 号	株式会社タフ・コーポレーション 北九州市小倉北区宇佐町 一丁目 1 番 1-1 号 代表取締役 内山優香	身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児	4017800782

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
アルファケアサービス 北九州市小倉北区 宇佐町一丁目 1 番 1-1 号	株式会社タフ・コーポレーション 北九州市小倉北区宇佐町 一丁目 1 番 1-1 号 代表取締役 内山優香	身体障害者	4017800782

2 事業廃止年月日

平成 25 年 12 月 31 日

北九州市公告第39号

共同企業体による一般競争入札により、(仮称)若松A団地市営住宅建設工事の請負契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。)第4条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年1月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 工事概要	工事名	(仮称)若松A団地市営住宅建設工事	
	工事場所	北九州市若松区本町三丁目5番ほか	
	工事内容	鉄筋コンクリート造8階建て54戸他の建設工事	
	工期	請負契約締結の日から平成27年10月9日まで	
	予定価格	4億7,155万円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)	
	総合評価方式	適用する。	
2 競争入札参加資格(次のいずれにも該当する者であること。)	共同企業体の 構成員の資格	登録	建設工事有資格業者名簿(注1)に記載され、有資格業者としての資格を有していること。
		登録工種	建築工事
		等級(注2)	A
		許可	建築工事業について特定建設業の許可(注3)を受けていること。
		所在地	本店又は主たる営業所(注4)が北九州市内にあること。
		施工(指名)実績	平成15年度以降、北九州市(上下水道局、交通局及び病院局を含む。以下「本市」という。)が発注した建築工事について、単体又は共同企業体の構成員として契約実績又は指名実績(基準適合型指名競争入札の指名実績を除く。)があること。
	手持工事等	(1) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日において、本市が発注した予定価格3億円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の建築工事を単体又は共同企業体の構成員として施工中でないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 北九州市契約室が優良業者認定基準に基づき認定した建築工事の優良業者であるとき。 イ 北九州市工事請負契約約款第20条(上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第20条)の規定による工事の施工の一時中止に係る通知を受けている場合については、当該工事中止期間中であるとき。 ウ 当該施工中の工事について、北九州市工事請負契約約款第25条第5項(上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第5項)に規定する契約金額の変更を北九州市工事請負契約約款第25条第7項(上下水道局が発注した工事については、北九州市上下水道局工事請負契約約款第25条第7項)の規定により協議するため工期を延長した場合において、競争参加資格確認申請書の提出期限の日が当該工期の延長に係る期間中のものであるとき。 (2) 本市が発注した予定価格3億円以上(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の建築工事で平成26年1月20日から同年3月11日までの間に開札するものの落札者(共同企業体の構成員を含む。)でないこと。	
	その他	(1) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。 (2) 本件工事の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がないこと。	
	共同企業体の 結成基準	結成方式等	自主結成方式とし、構成員の数は2社とする。なお、構成員は、本件工事について結成された他の共同企業体の構成員でないこと。
		出資比率	各構成員の出資比率は、100分の30以上であること。
代表構成員の 条件		共同企業体の代表構成員は、次の条件を満たす者であること。 (1) 平成25・26年度北九州市建設工事競争入札参加資格審査申請の際に提出した経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の「建設工事の種類」「020建築一式」の「総合評定値(P)」が900点以上であり、構成員中最大であること。 (2) 出資比率が構成員中最大であること。 (3) 本件建築工事に係る監理技術者(注5)(直接的かつ恒常的な雇用関係(入札を行った日において雇用関係が3箇月以上経過していることをいう。以下同じ。)にある者に限る。)を専任で配置することができること。また、配置予定技術者の変更は、原則として認めない。	
代表構成員以外 の構成員の 条件		本件建築工事に係る監理技術者(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)又は主任技術者(注6)(直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を専任で配置することができること。	
3 契約条項を示す場所及び期間	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課	
	期間	この公告の日から平成26年3月11日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで	
4 競争参加資格確認申請書の提出期間	この公告の日から平成26年2月4日まで(日曜日及び土曜日を除く。)の毎日午前9時から午後4時30分まで		
5 入札書の受付期間	(1) 平成26年2月13日及び同日14日 午前9時から午後7時まで (2) 平成26年2月17日 午前9時から午後4時30分まで		
6 開札の場所及び日時	場所	北九州市小倉北区内1番1号 北九州市契約室契約課	
	日時	平成26年3月11日 午前9時	

7 入札及び契約に関する条件	最低制限価格	設ける。
	入札保証金	免除する。
	契約保証金	契約金額の100分の10以上の額。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合は、免除する。
8 入札の無効	<p>次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(1) この公告に示した競争参加資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(3) 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札</p> <p>(4) 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札</p>	
9 その他	<p>(1) 本件工事に係るその他入札に関する条件は、入札説明書による。</p> <p>(2) 入札説明書に定める期間中に仕様書等の交付を受けない者又は北九州市電子入札システムの利用登録を完了していない者は、この入札に参加することができない。</p> <p>(3) この公告に関する問合せ先は、北九州市契約室契約課（電話 093-582-2256）とする。</p>	
<p>注1 北九州市建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成6年北九州市規則第59号）第7条第1項に規定する有資格業者名簿をいう。</p> <p>注2 有資格業者名簿に記載されている工種ごとの等級をいう。</p> <p>注3 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業許可をいう。</p> <p>注4 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条に規定する主たる営業所をいう。</p> <p>注5 建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。</p> <p>注6 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。</p>		

北九州市公告第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成26年1月22日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区津田一丁目246番1及び246番7	北九州市小倉南区長野本町一丁目11番20号 上田久詔

北九州市道路公社公告第1号

北九州市道路公社定款第5条の規定により、北九州市道路公社（以下「道路公社」という。）が行う条件付き一般競争入札について、次のとおり公告する。

平成26年1月22日

北九州市道路公社理事長 宮野前 敏雄

- 1 業務名 平成26～27年度料金收受業務委託
- 2 業務期間 平成26年4月1日から平成28年3月31日まで
- 3 主な業務の範囲
 - (1) 通行者からの通行料金及び回数券等の收受・保管に関する事。
 - (2) 回数券の販売及び保管に関する事。
 - (3) 回数券の交換及び払戻しに関する事。
 - (4) 販売店への回数券の発送に関する事。
 - (5) 收受金等の照合審査に関する事。
 - (6) 道路整備特別措置法の規定による料金を徴収しない車両の通行確認に関する事。
 - (7) 有料道路通行料金の優遇措置を受ける身体障害者に対して、身体障害者手帳を確認し、所定の料金を收受する事。
 - (8) 適正な数の車線の確保に関する事。
 - (9) 通行不適格車両及び料金支払不能者等に対する処理に関する事。
 - (10) 料金收受機械等の監視・保安・異常発生時の初期対応に関する事。
 - (11) 道路公社の指示に基づく通行禁止、制限等に関する事。
 - (12) 通行車両等からの道路の損壊、不法通行（若戸トンネルにおける原付及び自動二輪（125cc以下のバイク）の通行）、交通事故、異常気象、落下物等に関する情報について、管制室と連絡調整を行う事。
 - (13) 非常時における連絡対応に関する事。
 - (14) 道路公社が定める事故等の緊急時に係る安全管理業務に関する事。
 - (15) 料金收受業務に関する各種報告書類の作成に関する事。
 - (16) 各種問合せに対する情報提供及び案内に関する事。
 - (17) 公社の行う調査、通行者に対するチラシの配布等広報に関する事。
 - (18) 気象等天候に関する事。
 - (19) お客様へのサービス向上に向けた取組みに関する事。

(20) 各料金所のブース、アイランド及び事務所等の使用施設の清掃等に関すること。

(21) 前各号に付随する業務及び必要に応じ道路公社が指示する事項。

4 業務の場所、営業時間及び料金收受方式

(1) 業務場所

若戸大橋：北九州市戸畑区川代一丁目1番1号

若戸トンネル：北九州市戸畑区川代一丁目3番1号

(2) 営業時間 24時間

(3) 料金收受方法 レシート方式

5 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たした者であって、今回、北九州市道路公社理事長より、対象業務に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 福岡県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下、「法人」という。）であること。

(2) 過去5年間に2年以上の有料道路（各高速道路株式会社及び道路整備特別措置法に基づく各道路公社が管理する有料道路又は道路運送法に基づく一般自動車道をいう。）に関する業務実績があり、接遇等利用者サービスの向上に努める者であること。

(3) 北九州市有資格者名簿に登録されていること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 入札の日以前6月以内に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

(6) 入札の日において不渡りによる取引停止処分を受けてから2年を経過しない者でないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更正又は再生手続きをしている法人等でないこと。

(8) 国税及び地方税の納税を怠っていないこと。

(9) 法人等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者又はその暴力団の関係者と密接な関係を有する者がいないこと。

(10) この公告の日から入札の日までの間に高速道路株式会社及び地方

道路公社から指名停止処分を受けている日が含まれている者でないこと。

(11) 入札日から過去1年間、料金收受業務に関して不正もしくは不誠実な行為又は社会的信用を損なう行為等により契約の相手方として不適当と判断され、契約解除の措置を受けていないこと。

6 入札参加資格確認申請書等の配布期間及び配布方法

(1) 配布期間 平成26年1月22日(水)～平成26年2月5日(水)までの土、日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 配布方法 8(1)の場所において直接交付する。郵送等による交付は行わない。

7 入札参加資格確認申請書等の受付期間及び提出方法

(1) 受付期間 平成26年1月22日(水)から平成26年2月5日(水)までの土、日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書(様式第1号)

(イ) 入札参加資格審査書類(様式第2号)

(ウ) 料金收受業務実施計画書(様式第3号)

※上記提出書類を各1部提出すること。

(3) 添付書類

(ア) 入札参加資格(1)を確認するため、法人登記簿謄本(発行日から3ヶ月以内のものに限る。)を提出すること。

(イ) 入札参加資格(2)を確認するため、契約書の写し(委託期間・業務名・委託金額・内容を確認できる部分)を提出すること。

(ウ) 直近3年間の財務諸表等を提出すること。

(エ) 入札参加資格(8)を確認するため、法人税、消費税及び地方消費税並びに県税の納税証明書(未納がないことの証明)を提出すること。また、本市に事業所がある場合は、本市が発行した市税の納税証明書(未納がないことの証明)も併せて提出すること。(いずれの証明書も発行日から3ヶ月以内のものに限る。)

(オ) 入札参加資格審査書類(様式第2号)を補足するため、会社概要のわかる会社パンフレット等を提出すること。

※上記添付書類を各1部提出すること。

(4) 提出方法

8(1)の場所に直接持参すること。郵送等による提出は認めない。

8 問い合わせ先

(1) 入札参加資格確認申請書等の記載方法に関する事項

〒804-0071 福岡県北九州市戸畑区川代一丁目1番1号
北九州市道路公社

電話 093-881-2183

FAX 093-871-6044

(2) 仕様書等の内容に関する事項

平成26年1月22日(水)から平成26年2月14日(金)までの土、日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時までの間に8(1)の場所に書面(様式自由。以下「質問書」という。)により行うこと。質問書は持参又はFAXで行うこととし、郵送等による提出は認めない。回答は、平成26年2月17日(月)までに質問者に対しFAXにて行う。また、必要に応じて他の入札参加予定者にも同様に回答するほか、8(1)の場所で閲覧に供する。

(3) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認は、関係書類を提出後、道路公社において速やかに行い、その結果については平成26年2月12日(水)までに通知する。

(4) 異議申し立て

入札参加資格がないと認められた者は、北九州市道路公社理事長に対して、入札参加資格がないと認めた理由について、次のとおり書面(様式自由)により説明を求めることができる。

(ア) 提出期限 平成26年2月14日(金)午後5時まで

(イ) 提出場所 8(1)の場所

(ウ) 提出方法 書面は直接持参することとし、郵送等による提出は認めない。

北九州市道路公社理事長は、8(4)の手続きにより説明を求められたときは、原則として平成26年2月17日(月)に書面により回答する。

9 入札手続き等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

平成26年2月19日(水) 午後2時

北九州市道路公社 1階会議室

郵送等による入札は認めないので、指定日時に指定場所に集合すること。

(2) 入札方法

(ア) 入札参加者は、当該入札公告及び仕様書等を熟読し、これを遵守

すること。

(イ) 入札参加者は入札の執行に先立ち、北九州市道路公社理事長が入札参加資格があることを確認した旨の通知（入札参加資格確認通知書）の写しを入札執行担当者に提出すること。

(ウ) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/108に相当する額を入札書に記載すること。

(3) 入札について

(ア) 入札参加資格の申請を行った者は、5(1)～(11)の要件を満たす者であることを誓約した者とみなす。

(イ) 最低制限価 無

(ウ) 入札保証金 免除

(エ) 入札参加資格確認資料作成説明会及び現場説明会は行わない。

(オ) 入札執行回数は2回までとする。（2回行って落札者がいない場合は、最低価格入札者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、契約の締結をすることができるものとする。）

(4) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書等の関係資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において5(1)～(11)に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

10 契約保証金について

(1) 落札者は、契約を締結するときまでに、契約金額の100分の10以上の契約保証金を公社に対し納めなければならない。ただし、保険会社との間に、公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 受託者が業務を履行しないとき、その者の納付した契約保証金は公社に帰属するものとする。

11 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 本入札及び契約等に係る資料の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(2) 契約予定者は、業務が円滑に執行できるよう自己の費用負担で必要

- な研修・引継ぎ等を行うものとする。
- (3) 本入札に係り提出された書類は返却しない。
 - (4) 本契約の締結に当たっては、当該契約に係る予算が当公社理事会において承認されることを条件とする。